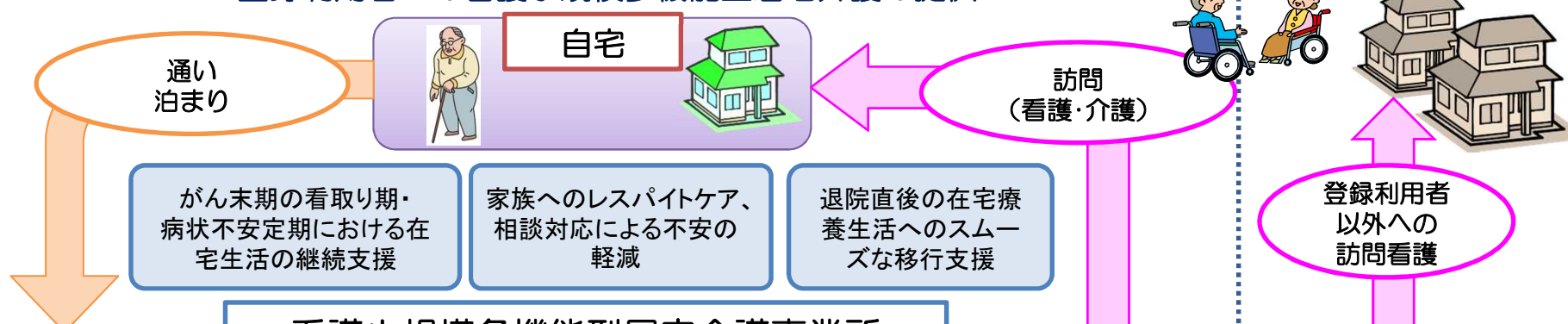


看護小規模多機能型居宅介護の概要

登録利用者への看護小規模多機能型居宅介護の提供



看護小規模多機能型居宅介護事業所

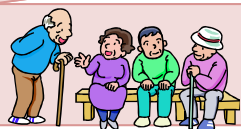
医療ニーズの高い利用者の状況に応じたサービスの組み合わせにより、地域における多様な療養支援を行う

- 登録定員: 29名以下 (通い定員18名以下・宿泊定員9名以下)
- 主な人員: 常勤換算2.5以上の看護職員(うち常勤保健師又は看護師1以上)、専従の介護支援専門員、その他職員

登録利用者以外の地域住民に対しても訪問看護を提供
(指定訪問看護事業所の指定を併せて受けている場合)

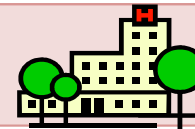
運営推進会議等による連携

- ・地域住民の代表者
- ・市町村又は地域包括支援センターの職員等



入院・休日夜間の対応

- ・協力医療機関
- ・協力歯科医療機関
- ・バックアップ施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等)



密接な連携
訪問看護指示

- ・主治医



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。

※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所では対応できる。

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。